社会福祉法人　浜坂会

「　役 員 報 酬 規 程　」

（目的）

第１条　この規程は、浜坂会の業務に伴う役員の報酬に関する事項を定める。

ここでいう役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員のことをいう。

（業務の種類）

第２条　報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

(1)　理事会、評議員会、評議員選任解任委員会への出席

(2)　監事による定期又は臨時監査

(3)　行政機関による監査の立会

(4)　関係機関による研修会の参加

(5)　その他理事長が必要と認めた業務

（報酬、支給額）

第３条　前条の業務の場合は、役員報酬として次に定める額を支給する。

日額　10,000　円（半日　5,000 円）

ただし、評議員の報酬等に関しては、定款第８条の範囲内とする。

（支給日、支払い方法）

第４条　役員報酬は、発生月の翌月 21 日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に口座振込みにより支払うこととする。

（摘要除外）

第５条　法人役員を兼務する施設職員及び常勤役員については、この規程は適用せず、給与規程もしくは、パート職員給与規程に従うこととする。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、評議員会の議決を経て理事長が定める。

附　　則

この規程は、平成 28 年 4 月　1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月　7 日から施行する。